

議第1号議案

京都地方税機構議会会議規則の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第120条の規定により、京都地方税機構議会の運営に関し必要な事項を定めるため、上記の議案を別記のとおり提出します。

平成21年12月13日

京都地方税機構議会臨時議長 吉田 繁治 殿

提出者 京都地方税機構議会議員
大西 宏
前窪 義由紀
新田 晴美

別記

京都地方税機構議会会議規則制定の件

京都地方税機構議会会議規則を次のように定める。

平成21年12月13日提出

提出者 京都地方税機構議会議員
大西 宏
前窪 義由紀
新田 晴美

京都地方税機構議会会議規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条－第19条）
- 第3章 議事日程（第20条－第24条）
- 第4章 選挙（第25条－第34条）
- 第5章 議事（第35条－第42条）
- 第6章 発言（第43条－第57条）
- 第7章 表決（第58条－第69条）

- 第8章 請願（第70条－第75条）
- 第9章 秘密会（第76条－第77条）
- 第10章 辞職及び資格の決定（第78条－第82条）
- 第11章 規律（第83条－第89条）
- 第12章 懲罰（第90条－第96条）
- 第13章 会議録（第97条－第100条）
- 第14章 協議又は調整を行うための場（第101条）
- 第15章 議員の派遣（第102条）
- 第16章 補則（第103条）
- 附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、疾病、出産その他の事故のため会議に出席できないときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、議長が定める。

2 新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

（会期）

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集日から起算する。

（会期の延長）

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。

(休会)

第10条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員、又は議員の住所(第3条((宿所又は連絡所の届出))の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、発議者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって延会をすることができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とあわせて保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかかって決める。

(議案等の朗読)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第38条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第40条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第41条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(説明員の事故の届け出)

第42条 法第121条の規定により説明のため、議会に出席を要求された者（以下「広域連合長その他の関係執行機関」という。）で、これに応ずることができないときは、その理由を付けて、速やかに議長に届け出なければならない。

第6章 発言

(発言の許可等)

第43条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告等)

第44条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び通告した者の発言がすべて終わった後、発言を求める場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については、反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

4 発言の順序は、議長が定める。

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(討論の方法)

第45条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第46条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第47条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第48条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第49条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第50条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

らない。

(発言の継続)

第51条 延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第52条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。
- 3 賛否各2人以上の発言があつた後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。
- 4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第53条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第54条 議員は、京都地方税機構の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第55条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、討論を用いない。

- 2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(質問への準用規定)

第56条 質問については、第48条((質疑の回数))及び第52条((質疑又は討論の終結))の規定を準用する。

(発言の取消)

第57条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第58条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第59条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第60条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第61条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第62条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第63条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第64条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(投票の効力)

第65条 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は無効とする。

(選挙規定の準用)

第66条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条((議場の出入口閉鎖))、第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第29条((投票))、第30条((投票の終了))、第31条((開票及び投票の効力))、第32条第1項((選挙結果の報告))、第33条((選挙に関する疑義))及び第34条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。

(表決の訂正)

第67条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第68条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。この場合において異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第69条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第70条 請願書には、邦文(点字によるものを含む。)を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願文書表)

第71条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の審査)

第72条 議長は、請願を会議に諮り、審査し、採択、不採択を決定する。

(紹介議員の説明)

第73条 議長は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の送付)

第74条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第75条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願

書の例により処理することができる。

第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第76条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第77条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第78条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第79条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第80条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第81条 議長は、前条の要求について、議会にはかって審査し、決定する。

(決定の通知)

第82条 被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その結果を文書をもってその理由を付し、決定を求められた議員に交付するとともに、決定を求めた議員に通知しなければならない。

第11章 規律

(品位の尊重)

第83条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第84条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用してはならない。
ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(議事妨害の禁止)

第85条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第86条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第87条 何人も議場において喫煙してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第88条 何人も議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第89条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第90条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。
ただし、第77条第2項((秘密の保持))の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第91条 前条の規定による懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速やかに、討論を用いないで会議にはかってその可否を決める。

(代理弁明)

第92条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第93条 戒告又は陳謝は、議会の決める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第94条 出席停止は、1日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、

この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第95条 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第96条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第97条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第98条 会議録は印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第99条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第57条((発言の取消))の規定により取消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第100条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第14章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第101条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う

ための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15章 議員の派遣

（議員の派遣）

第102条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第16章 補則

（会議規則の疑義）

第103条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第101条関係）

名 称	目 的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長又は臨時議長